

リーダーからのメールです

多くの書類や技術的スキル 携わる方々の協力が欠かせません

中古機流通PTリーダー 中村 昌勇



第24回日遊協通常総会後の懇親会で元気いっぱいに乾杯の音頭をとる中村昌勇リーダー

現在、殆どのホール様において中古遊技機というものを活用されていることと思います。

中古遊技機を設置・営業するためには、変更承認申請書類を作成し、公安委員会へ届け出る必要がありますが、重要な書類のひとつとして遊技機の保証書がござります。

この保証書は資格を有する者が作成出来るとされていますが、全国遊技機商業協同組合連合会（全国商協）の8つの地区遊商組合もし

くは回胴式遊技機商業協同組合（回胴遊商）に加盟している販社で、かつ、中古遊技機の業務を取扱う事が出来る販売業者（組合員）に従事する遊技機取扱主任者が中古遊技機の保証書を作成する事が出来ます。この保証書を取扱うために、各団体に加盟している販社とその従業員は、組合に対し様々な条件をクリアし、誓約を行っています。

中古の機械を移動するわけですから、設置元営業所、設置先営業所においても取扱管理者が実施しなければならない作業があります。設置元営業所においては、遊技機を島から外し転売やチーン店間移動を行う際、その遊技機が新台と同じ仕様であること、故障の際の部品交換や不正対策部品を取り付けた際には必ずその営業所の所

取扱主任者が作成した保証書は、

轄警察署に変更承認申請の届け出を行っている事を証明する為に所定の書式を作成し、遊技機を撤去した際には撤去遊技機明細書という書式を作成し、所轄警察署の確定印をいただきなければなりません。これらの書類は、撤去した遊技機が中古機であることを証明するためのもので、中古遊技機の保証書の作成を販社に依頼する際に必ず提出します。

また設置先営業所においては、遊技場の島に機械を設置した際、必ず販社の遊技機取扱主任者（原則として保証書を作成した者）による納品設置確認作業を受けなければなりません。この作業は、設置先営業所に到着した遊技機が正規の機械であるかどうか、また島

に設置・通電した結果、諸元表どおりの機械として作動しているかどうか、を確認するために最も重要な作業です。

安心してご利用いただける中古遊技機を提供していくために、そこに携わる全ての皆様の協力がなければこの制度を維持していくことが出来ませんので、これからも中古機流通事業へのご理解とご協力をお願いします。